

## 株式会社鈴木紙器 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年 4月 1日～2021年 3月 31日までの 1年間

### 2. 内容

目標1：2020年 9月までに、所定外労働の削減効果検証するため、残業時間の管理表を再点検。ノー残業デーの実施確認。

#### <対策>

- 2020年 4月～ 2018年社内検討委員会の設置済（ISO委員と兼務。）長時間労働を抑制の為、2019年4月「みなし時間」の給与体系を廃止後1年経過、時間に対する観念を再点検、間接業務、直接業務の所定外勤務時間の見える化を検討。就業規則（社員、パートタイマー）、育児・介護休業規定の再点検
- 2020年 5月～ 前年の所定外労働の現状を把握、残業時間の圧縮
- 2020年 5月～ 社内検討委員会での再検討、行動指針を社内へ周知する。
- 2020年 9月～ ノー残業デーの実施状況確認。

管理職への研修（年1回）。及び社内掲示板による社員への周知徹底。

目標2：2021年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 12日以上とする。

#### <対策>

- 2020年 4月～ 前年の年次有給休暇の取得状況について実態を把握有給休暇取得に関する法令の順守、再点検。社内周知を徹底。
- 2020年 5月～ 社内検討委員会での取得を促すように社員に周知。
- 2020年 6月～ 有給休暇取得予定表の掲示により社内「見える化」を実施し、取得促進のための取組を確認。
- 2020年 10月～ 取得状況を検討委員会にて点検し再度社内への周知をする。